

令和3年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

施設種別	実施年月日	施設名	実地書面の別	担当課	文書指摘	
					指摘事項	改善状況
児童養護施設	R3.9.29	鳥取こども学園	実地	福祉相談センター	前期末支払資金残高を他の事業等に充当する際は、「児童養護施設拠点区分」及び「鳥取こども学園サービス区分」の前期末支払資金残高を確認した上で繰入れ処理を行うこと。今後繰入れるときは残高を把握して通知に基づいて処理すること。	【改善済】 ・通帳を児童養護施設用と地域小規模児童養護施設用に分けて管理し、前期末支払資金を通帳残高で把握できるよう改善した。
	R3.10.6	青谷こども学園	実地		施設内虐待を含む児童の権利擁護に関する理解や対応について、マニュアルを活用して全職員に周知徹底すること。（現在は新入職員のみへの周知となっている。）	【改善済】 ・全職員への研修を実施。マニュアルに児童の権利擁護に関する項目などを追加した。
					実地監査で、施設側から参考資料として出された計算書類等が、一部、会計基準に沿ったものでなく法人独自のものだったため、今後は通知に基づく処理とすること。	【改善済】 ・決算において適正に処理した。
					附属明細書について、一部、法人独自の寄付金収入明細表、補助金収入明細表、国庫補助金等特別積立金明細表が、国の通知の様式に沿ったものが作成されていなかった。通知に基づく様式で作成すること。法人全体で作成するもの、拠点で作成するものとする。	【改善済】 ・国の通知に沿ったものを整備した。
					積立金・積立資産明細書と貸借対照表の施設整備等積立資産とが一致していなかった。通知に基づく処理とすること。	【改善済】 ・経理ソフトへの入力誤りによるものであり、処理方法を改善しチェック体制を整えた。
	R3.11.9	因伯子供学園	実地	倉吉児童相談所	(文書指摘事項なし)	—
	R3.10.7	光徳子供学園	実地	米子児童相談所	給与規定において施設長だけに適用が可能としている等級を一般職員に適用している事例があった。給与規定外の措置が必要な場合は規定を改正するなど適正な事務手続きを取った上で行うこと。	【改善済】 ・今後給与規定外の措置が必要な場合は、適正な事務手続きを取ったうえで行う。
R3.10.18.25.28	米子聖園天使園	実地	(文書指摘事項なし)		—	
児童心理治療施設	R3.9.30	鳥取こども学園希望館	実地	福祉相談センター	(文書指摘事項なし)	—
乳児院	R3.10.15	米子聖園ベビーホーム	実地	米子児童相談所	(文書指摘事項なし)	—
	R3.9.30	鳥取こども学園乳児部	実地	福祉相談センター	(文書指摘事項なし)	—
母子生活支援施設	R3.12.23	つくし	実地	家庭支援課	(文書指摘事項なし)	—
	R3.10.29	コスモス	実地	西部福祉保健局福祉企画課	措置費の運営費の使用については、人件費、管理費、事業費へ充当するものであり、器具及び備品取得への充当はできない。長期的に安定した経営を確保するため、将来見込まれる経費として、使用計画を作成の上、施設整備費等積立金等に積立て、次年度以降の当該施設の経費充てることができるため、通知に基づいた適切な執行を行うこと。	【改善済】 ・今後、通知に基づいた適切な執行を行う。
	R4.1.17	のぞみ	実地	家庭支援課	繰入金支出が、理事会の承認を受けずに執行されていた。また、就労継続支援事業への経費充当ではなく、固定資産取得支出に充てられていたため返金の手続を行うこと。	【改善済】 ・返金手続き完了済み
					貸借対照表においてソフトウェアが0円になるまで減価償却されていなかった。ソフトウェア等の無形固定資産は残存価額が0円になるまで全額償却すること。	【改善済】 ・決算時に適正に処理した。
					貸借対照表の前払費用について、5年契約の鉄骨建物火災保険料及び木造建物火災保険料が計上されていた。会計処理としては、長期前払費用として固定資産に計上し、支払資金として一年基準として振り替えること。	【改善済】 ・決算時に適正に処理した。
					消耗器具備品費としているPC・Wi-Fiルーターについては、一式10万円以上であるため、固定資産の器具及び備品とすること。また、減価償却の対象となるため、当該年度で修正すること。	【改善済】 ・決算時に適正に処理した。
					上記の固定資産の購入には補助金が活用されていたが、補助金事業等収益は児童事業に計上されていた。今年度は、国庫補助金等特別収益及び国庫補助金等特別積立金積立額に計上するとともに、取崩額も計上して修正すること。また、固定資産管理台帳も適正な処理を行うこと。	【改善済】 ・決算時に適正に処理した。
R3.12.7	倉明園	実地	中部福祉保健局地域福祉支援課	(文書指摘事項なし)	—	
R3.12.9	ブルーインター	実地		(文書指摘事項なし)	—	
児童自立支援施設	R3.10.13	喜多原学園	実地	米子児童相談所	(文書指摘事項なし)	—
児童家庭支援センター	R3.9.29	子ども家庭支援センター希望館	実地	福祉相談センター	(文書指摘事項なし)	—
	R3.9.13	児童家庭支援センターくわの実	実地	倉吉児童相談所	小口現金出納帳に会計責任者の日々の残高確認及び日々の支出が6月3日以降、残高の確認が担当者ともに出来ていなかったため、規定に基づく処理とすること。	【改善済】 ・今後、規定に基づく処理を行う。
					運営費補助金が相殺処理後の金額表示となっていた。原則として総額表示をもって表示しなければならない。（金額の表示の単位）とされているものについては、原則に基づく処理とすること。	【改善済】 ・今後、同様の事案は正しく処理する。
					施設整備等補助金収入(コロナ対策補助金)については運営費補助金の補助金事業収入に含まれ、施設整備等補助金収入として資金収支計算書に記載されず、相殺処理しているため、国庫補助金等特別積立金明細書でしか確認できなかった。については、基準に基づく会計処理とすること。	【改善済】 ・今後、同様の事案は正しく処理する。
					運営費補助金収入の返還金について相殺処理により資金収支計算書(資金収支明細書)に反映されていなかった。については基準に基づく処理とすること。	【改善済】 ・今後、同様の事案は正しく処理する。
R3.10.13	児童家庭支援センター米子みその	実地	米子児童相談所	(文書指摘事項なし)	—	